

様式第1号

必要な内容を残して取り消し線を入れてください。

特定事業所設置(使用・変更)届出書

年 月 日

(届出先) 茨木市長

所 在 地
届 出 者 名 称 及 び
代 表 者 名

事業所の本社の住所、事業所名、代表者の氏名を記載してください。

茨木市生活環境の保全に関する条例第11条第1項(第12条第1項・第15条第1項)の規定により、次のとおり届け出ます。

1号 自動車特定整備事業を行う事業所
2号 再生資源の集荷又は選別を行う事業所
3号 コイン洗車場
4号 貨物運送業を行う事業所
5号 倉庫業又は卸売業を行う事業所
6号 建設用資材置場又は残土置場

既に事業所が設置されている場合は予定を、
取消線で消してください。

会社の資本金の記載をお願いします。

対象事業所の敷地面積の記載をお願いします。

特定事業所の名称	株式会社 ○○○○ (電話番号: 072-×××-××××)		
特定事業所の所在地	茨木市○○○○ (用途地域: △△△地域)		
業 種	1号 自動車特定整備事業を行う事業所	常時使用する従業員の数	○○人
作業の種類及び方法		公害の防止の方法	別紙のとおり
特定事業所の作業開始予定年月日	平成21年3月1日		
※受付年月日		※受付番号	
※事業所番号			

用途地域の種類
・第一種低層住居専用地域
・第二種低層住居専用地域
・第一種中高層住居専用地域
・第二種中高層住居専用地域
・第一種住居地域、・第2種住居地域
・準住居地域、・近隣商業地域
・商業地域、・準工業地域
・工業地域・調整地域

事業所が、どの用途地域に該当するかわからない場合「茨木市地図情報サイト」
(<https://www2.wagmap.jp/ibanavi/Portal>)の都市計画情報の検索でご確認ください。

参 考 事 項			
資 本 金	500(千円)	当該届出についての連絡先及び電話番号	茨木事業所 茨木 太郎 072-×××-××××
敷 地 面 積	700m ²		

本届出について茨木市より連絡させていただく場合がありますので、
本届出についてのご担当者のお名前と連絡先の記載をお願いします。

備考

- 「業種」の欄には茨木市生活環境の保全に関する条例施行規則第3条に掲げる号番号及び名称を記載してください。
- 「公害の防止の方法」の欄の記載については別紙によるものとし、条例第14条に定める指導基準の順守等、公害の防止について講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用してください。
- ※印の欄には記載しないでください。

作業の種類方法の記載例

1号 自動車特定整備事業を行う事業所
特定整備を屋内で行う。

2号 再生資源の集荷又は選別を行う事業所
再生資源の選別を手作業で行う。
再生資源の集荷・選別を重機を2台使用して行う
再生資源の集荷を行い、資源を梱包後出荷する。

3号 コイン洗車場を設置している又は設置しようとしている事業所
水噴射機3台を設置し有料で貸し出す。

4号 貨物運送業を行う事業所
駐車場として使用しており、現地での荷物の積卸しは無い。
輸送貨物の中継基地であり、荷物の載せ替え、一時保管をフォークリフトを使用し行う。

5号 倉庫業又は卸売業を行う事業所
倉庫業であり、倉庫内で荷物をフォークリフトで搬入出を行う。
卸売業であり、屋内において手作業で荷物の搬入出を行う。

6号 建設用資材置場又は残土置場設置している又は設置しようとしている事業所
資材置場で資材の搬入出を重機1台を使用して行う。
資材置場で朝夕に資材の搬入出を手作業で行っており、通常昼に社員はいない。
残土置場で残土の搬入出等を重機3台を使用して行う。

7号 屋外で動力を用いて、作業を行う事業所
板金の吹き付け塗装作業を塗装機2台を使用し行う。
* 木製品加工、金属製品加工等で使用する吹きつけと総施設は大阪府条例の届出対象施設。

金属製品の研磨作業を手持ち式グラインダー3台を使用し行う。
* 研磨作業の内、金属加工に使用するタンブラー、グラインダー・サンダー(手持ち式を除く)は騒音規制法大阪府条例の届出対象施設

木材の切断作業を電動のこぎりを使用し行う。
* 切断作業の内、金属加工に使用するといし切断機は騒音規制法大阪府条例による届出対象

円筒工作物の外面の研削作業を円筒研削盤を用いて行う。
* 研削作業の内金属加工に使用する平削盤は大阪府条例の届出対象施設である。

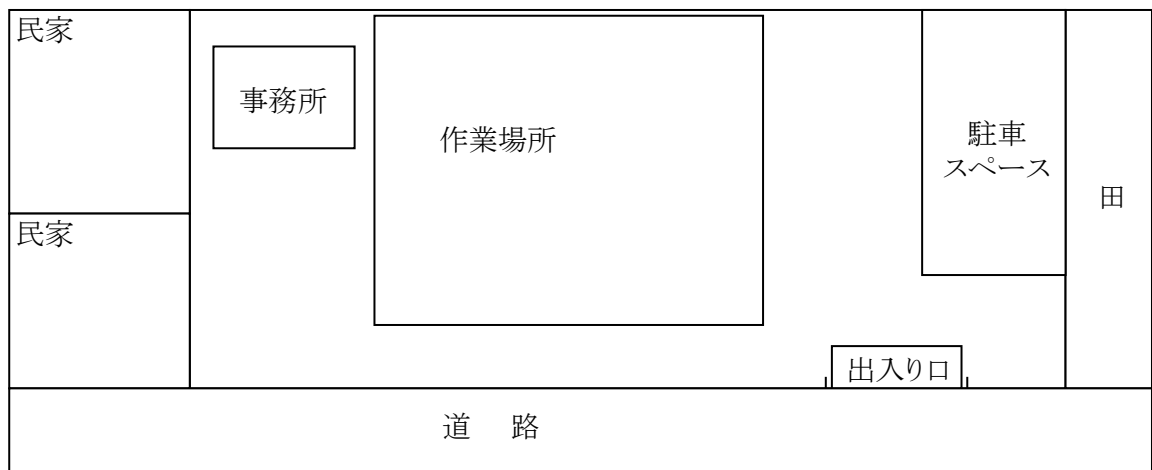
コンクリートブロックの粉砕作業を重機を使用して行う。
* 粉砕作業の内、粉砕器、破砕機、摩砕機は、騒音規制法、振動規制法、大阪府条例の届出対象施設

公害の防止の方法(例)

(例)6号 建設用資材置場又は残土置場

指導基準の対応状況(○:対応している、×対応していない、△今後対応を行う、－該当しない)

対応状況	指導基準
×	1 敷地の周囲に遮音性の高い塀を設置し、防音対策を行うこと。ただし、周辺住民から風通し、見晴らし、日当たり等の要望がある場合は、これらを配慮すること。
○	2 車両の出入口は、住宅側から離れた位置に設けること。
○	3 敷地内で使用する油圧ショベル等の建設機械を超低騒音型にすること。
－	4 フォークリフトを使用する場合は、電気モータ式を使用すること。
×	5 車両のバックブザーは、危険が発生しない範囲で鳴らさないこと。
○	6 停車中の車両のエンジンは停止させること。
×	7 資材等が落下する音を防止するため、作業場所の床に緩衝機能を有する素材(ゴムマット等)を敷くこと。
○	8 早朝及び夜間並びに日曜日及び休日の作業は控えること。
○	9 騒音及び振動を低減させる作業方法、使用方法を作業者等に徹底すること。
○	10 作業者等の話し声の大きさに注意すること。
○	11 著しい騒音及び振動が発生する作業は、住宅側から離れた場所で行うこと。
○	12 資材等の積み降ろしは、静かに行うこと。
×	13 出入りする車両の通行時間、速度規制及び運搬経路を検討し、公害の防止に努めること。
－	14 建築物がある場合、作業は可能な限り屋内で行うこと。
○	15 資材等が互いに衝突する音に注意すること。
△	16 看板を設置し、作業者等に騒音及び振動の防止を啓発すること。
△	17 粉じん等の飛散を防止するため、散水等の対策を行うこと。
－	18 油分等を使用する作業を行う場合、油水分離槽の設置等、油類の流出防止対策を行うこと。



- ・事業所周囲を高さ2メートルの鋼板で囲っています。
- ・今後、場内に看板などを設置し作業者に騒音振動の防止を注意します。
- ・風の強い場合など粉じんの飛散が考えられる時は、場内散水を適宜行います。